

被災者支援制度の 基礎 と 実践 ～カード形式で一気に理解する～

[illegible]

	自治体名	区	市	町	村	計
1	岩手県	0	6	5	3	14
2	宮城県	0	14	20	1	35
3	福島県	0	13	30	12	55
4	茨城県	0	24	6	0	30
5	栃木県	0	13	8	0	21
6	群馬県	0	12	13	5	30
7	埼玉県	0	29	18	1	48
<u>8</u>	<u>千葉県</u>	<u>0</u>	<u>25</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>41</u>
<u>9</u>	<u>東京都</u>	7	17	<u>4</u>	1	<u>29</u>
<u>10</u>	<u>神奈川県</u>	0	11	7	1	19
<u>11</u>	<u>新潟県</u>	0	3	0	0	3
<u>12</u>	<u>山梨県</u>	0	10	6	4	20
<u>13</u>	<u>長野県</u>	0	16	14	14	44
<u>14</u>	<u>静岡県</u>	0	1	1	0	2
<u>14都県合計</u>		7	<u>194</u>	<u>147</u>	43	<u>391</u>



日弁連災害復興支援委員会 副委員長
 関東弁護士会連合会 災害対策委員
 弁護士・防災士 永野 海
 (静岡県弁護士会)

本日のパワーポイント資料は以下のサイトからDLいただけます
<http://naganokai.com/nagano.pdf>

台風19号での土業合同による現地相談会（伊豆の国市）



被災者支援カード 表面



被災された
皆様へ

被災者支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

令和2年7月16日版



最新のカードの
ダウンロード

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどご参照。

被災者支援カード ©2020 弁護士永野 海

災害直後 (保険の確認・社協の貸付も)	応急修理制度 (災害救助法)  大規模半壊・半壊の世帯 59.5万円 (2019) 準半壊の世帯 30万円	窓口 自治体 誰に 使うと原則仮設住宅 に入れなくなるので、 修理した自宅であんな 生活できる世帯 業者に修理を頼む 前に自治体に相談	基礎支援金 (被災者生活再建支援法)  ①全壊 ②半壊以上の建物 等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯 (賃借人も)。特に② ③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の 使い道も制限なし	災害援護 資金貸付 (災害弔慰金法)  借入最大350万円 (全壊250万/半壊1 70万/家財3分の1 損害150万など)	窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、 家財の損害、住宅の 全半壊などがある人 (所得条件あり) 返済期間10年。当 初3年間は無利子
	仮設住宅 (災害救助法)  原則2年間 (特定非常災害適用 なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要)	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく自 分の資力では住宅を確 保できない人 (半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも 運用は自治体で様々	公費解体 (環境省の制度)  建物を無償で解体 (家屋と一体の浄化槽 は対象可能性も。建物は 地面の上のみ解体)	窓口 自治体 誰に 特例適用なら、半壊 以上の家屋の所有者 (2階建かつ10m以下等 一定の事業所も対象) 所得条件なし。3階建 以上のアパートや、倉 庫などは要相談。	雑損控除 (災害減免法も)  その年の所得の10% を超える部分の損害額 が所得控除される等	窓口 自治体 誰に 税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓 などの損害や災害関連 費の支出がある人 家財の損害額不明 でも推定規定あり
	加算支援金 (被災者生活再建支援法)  建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもらった 世帯が、住宅再建・修 理・賃貸転居をする時 (単身は4分3の金額) 一度転居して、その後 再建・修理した場合でも 左の金額までもらえる	被災ローン 減免制度 (自然災害ガイドライン)  預貯金500万円・家財 保険金・各種支援金 などを手元に残し、ロー ンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	窓口 自治体 誰に 弁護士会に相談を 災害救助法の災害で 住宅ローンなど個人 のローンの支払が難 しかった人 自己破産や返済交 渉の前に検討を!	災害復興 住宅融資 (リバースモーゲージ)  建設・購入・リバモ融資 半壊以上で抵当権 修理の融資 一部損壊でもOK	窓口 自治体 誰に 住宅金融支援機構 住宅の修理費用や 再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産 を担保に、利息の みの返済のリバ ースモーゲージも



内閣府防災のHP

「これどんな制度？」
と聞かれたとき、
少しぐらいなら説明
できそうな制度は
いくつありますか？



水害支援 8つの法則

①

水害支援
は迷わず



②

水害支援
は現地で



③

現地では
連携で



④

連携の種
は事前に



⑤

支援は
生活再建



⑥

生活再建
はカードで



⑦

知識より
寄添いで

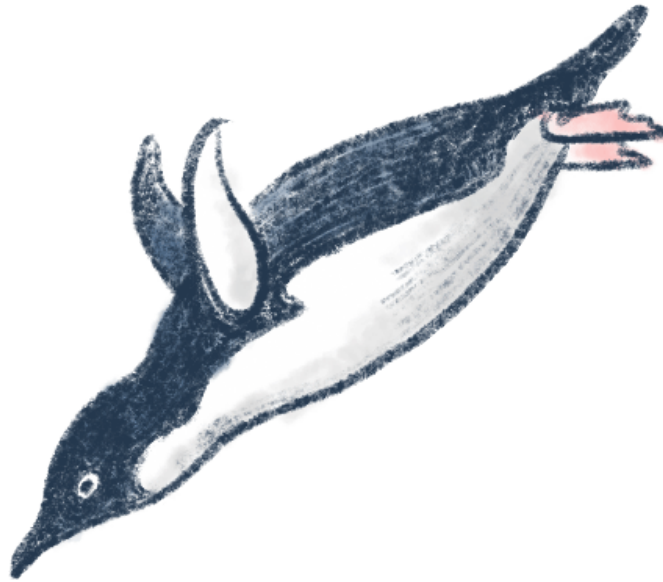


⑧

寄添いは
息長く



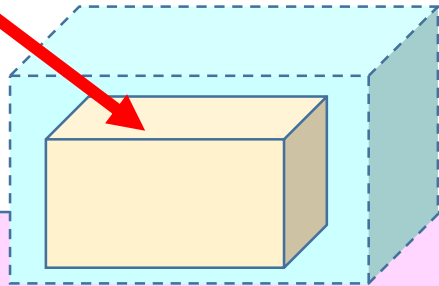
水害と専門家への 相談件数の問題



千葉県弁護士会 の電話相談 (主に台風15号)

相談全体の大半が
土地工作物の相談

被災世帯の約3%が相談



損壊家屋 約40,000棟



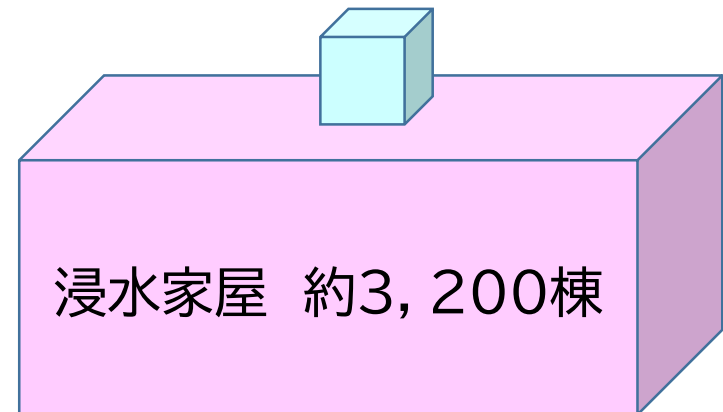
屋根が飛んで
人の物を壊し
ちゃった。弁護
士に相談しな
きゃ！

静岡県弁護士会 の電話相談 (主に台風19号)

家が水浸した。
これからどうし
たら…。



被災世帯の約1%が相談



浸水家屋 約3,200棟

毎日開催してる電話相談
の合計
(伊豆の国市)



たった5回の現地相談
(伊豆の国市)



現地に行くと
相談率は5倍
以上に増加

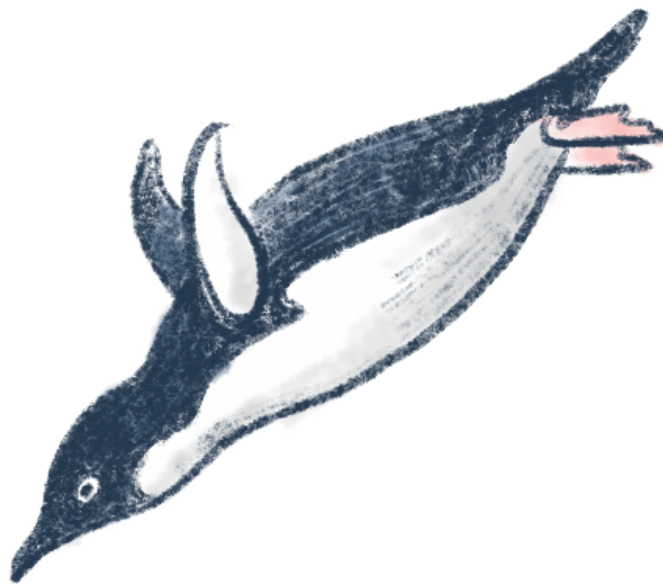
被災世帯
の2.5%

浸水家屋 約600棟

被災世帯の
13.5%が相談

浸水家屋 約600棟

水害と土砂撤去の問題



自宅・宅地の土砂やがれきはどのようなの？

日常生活上
不可欠な場所は

災害救助法の
障害物の除去

(内閣府)

※使うと仮設住宅
に入れない

純粋な土砂は

堆積土砂
排除事業

(国交省)

がれき混じりの土砂は

災害廃棄物
処理事業

(環境省)



土砂・がれき撤去 3兄弟



被災者には、こんなことはどうでもいい

過去の水害で、土砂・がれき撤去はどうなったか？

大規模な水害では、早ければ1週間程度、遅ければ少し先になりますが、自治体から、無償の「土砂撤去に関する指針」が発表されるのが通常。

●西日本豪雨の広島市

5日後に、市から、氾濫などで流木・岩石が混じった土砂が堆積した地区は、**民有地内でも市が撤去**すると宣言。

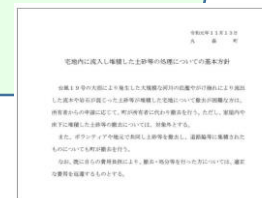
宅地と農地が渾然一体の場合には農地の土砂も撤去するとも。



●台風19号の丸森町

約1か月後の発表。

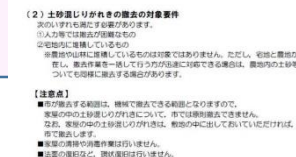
同じく流木や岩石が混じった土砂が堆積した宅地について、**撤去困難なら、町が代わりに撤去**する。ただし、**家屋内や床下の土砂は対象外**のこと。



●西日本豪雨の呉市

2ヶ月後の案内文書では

宅地内に堆積した土砂混じりがれきについて、**人力で撤去困難なら市が撤去**すると説明しています。**ただし機械で撤去できる範囲**しかできないよ、という内容。



待てずに自費で土砂・がれきを撤去した場合はどうなるのか？

- ・**あとから費用を償還**(自治体が精算)してくれる場合があります。
- ・それに備え、**撤去前と撤去後のたくさんの写真や動画**を残しておきましょう。
また、**撤去費用の領収書や、撤去工事の費用の明細**もなるべく詳しいものを。
- ・ただし、撤去費用の全てを自治体が払ってくれるとは限りません。



●意外に？償還が認められた例

- ・重機を借りて自分で撤去した場合の、重機のレンタル料

●償還が認められなかった例

- ・知人や友人、ボランティアに除去してもらった日当やお礼
- ・土砂撤去のために購入した重機の費用

自宅が壊滅的被害で、土砂撤去どころじゃないよ？

今後、**半壊以上の罹災証明**の認定を受けた**自宅**や一定の条件をみたす**事務所***などは、**「公費解体」**といって、地上より上の建物部分を、無償で解体・撤去してくれる制度の可能性

(環境省の災害廃棄物処理事業)

***大規模半壊以上、2階建以内、10m以下など**



水害と罹災証明の問題



第5-2122号

罹災証明書

申請者住所	堺市南区桃山台
申請者氏名	永野

罹災原因	平成30年9月4日(火)台風21号による
被災場所	堺市南区桃山台 (アパート等の場合、名称)
被災住家等	☒ 住家(■持家/□借家) ☐ 非住家()
被害の程度	半壊に至らない(一部損壊) (住家以外の被害)テラス屋根破損
備考	
注意事項	- 住家に被害を受けたものに限り、被害の程度について記載しています。 - この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年10月26日
堺市長 竹山 修身

コロナ下での支援のあり方？



後藤先生→

り災証明書の交付窓口の横に
設置した支援制度説明コーナー
(台風19号)



澤先生
(愛知県弁護士会)
↓

災害ボランティア団体と連携した
現地での説明会 (西日本豪雨)

水害のときの罹災証明 の被害認定方法は？

越流、決壊
土石流など
による浸水
などの場合

浸水テスト

内水氾濫な
どの場合

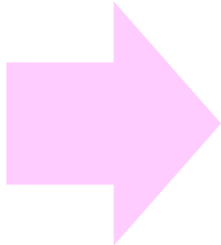
損壊テスト

全壊	床上1.8m以上	50点以上
大規模半壊	床上1m以上	40点以上
半壊	床上1m未満	20点以上
準半壊		10点以上
一部損壊	床下浸水	それ未満

水災の場合の罹災証明の調査方法（木造・プレハブ・2階建）

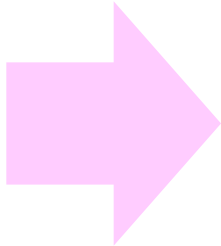
外壁や建具が50%以上損傷
土石流や土砂崩れなどの「外力」で
浸水被害

YES

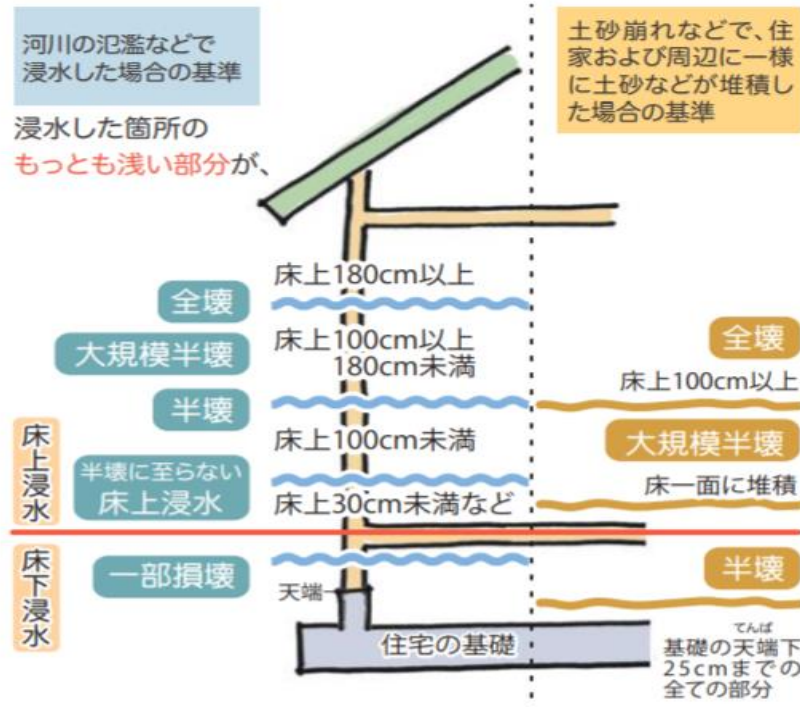


右の「第一次調査」を最初に
使って判断

NO
(内水氾濫の
ときなど)



右の「第二次調査」
で、具体的な損害の
程度から判断



「水害にあったときに」から引用



100点満点の
損壊テストで、
点数を積み重
ねていく

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満

内閣府防災情報のページ「罹災証明書の概要」に一部加筆



片づけたり、痕跡が
消えてしまう前に、
あらゆる場所を
写真・動画で撮影

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、バルコ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

少しでも罹災証明の認定を上げるための「事務連絡」の活用

事務連絡
令和元年8月30日

関係県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

令和元年8月の前線に伴う大雨における住家の被害認定調査（第1次調査等）の
効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の令和元年8月の前線に伴う大雨により、各地で浸水被害等が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、水害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしくお願いたします。

記

1. 第1次調査（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て）における判定



エリア認定

越流・堤防決壊による浸水は「外力損傷」みなす

土砂堆積の場合の基準緩和

※ 床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域の端部の住家（当該区域の四隅に立地する住家等）をサンプルとして調査し、当該サンプル調査をもって当該区域内の住家全てを全壊と判定することができます。この場合、当該区域内の各住家の調査は不要です。

なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、前述の「外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合」として取扱うことに差支えありません。

※ 外観による判定として、基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没している場合は、損害割合50%以上とし、「全壊」と判定することができます。

※ 水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、以下のように堆積の深さで判定することもできます。

- ① 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」
- ② 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上とし、「大規模半壊」
- ③ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上とし、「半壊」



住家被害認定調査への 立会いや、再調査(二次 調査)の申請支援

たった襖1枚(建具)で認定変更も

18点(準半壊)→21点(半壊)

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %



調査 (第二次調査) は
100点満点 の
壊れ度テスト！



マンションの住家被害認定の流れ（一軒家とは異なる）

浸水深テストではなく、100点満点の損壊テストが適用
(参照 http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_3.pdf)



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満

調査方法

(原則)

1棟全体で判定

(例外)

浸水した住戸と浸水していない住戸のように、
住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸は、被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定可能です。

(例外の具体例)

マンションの1階部分だけが2m浸水している
当該1階の住戸のみ第二次調査（100点満点損壊テスト）をする



http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf

実際は？

右の100点満点の配点表のとおり、木造住宅の場合と異なり、マンションなどでは、
柱だけで50%も配点されている。



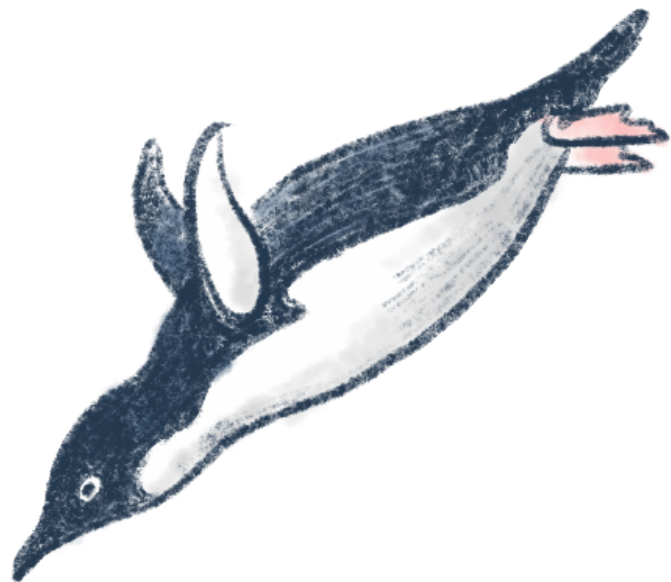
損壊がありそうな黄色枠部分を全て合計しても40点なので、半壊（20点以上）は目指せても、**大規模半壊（40点以上）を狙うのはかなり難しい**

<表 非木造住家の部位別構成比>

部 位 名 称		構 成 比
柱（又は耐力壁）		50%
床・梁		10%
外部仕上・雑壁・屋根		10%
内部仕上・天井		10%
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など		5%
設備等（外部階段を含む。） 水回り、バルコ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	【住家外】	5%
	【住家内】	10%

参照 http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf

水害と生活・住宅再建 (カードを使ってイメージする)



水害後の住まいの変化



水害で自宅が全半壊

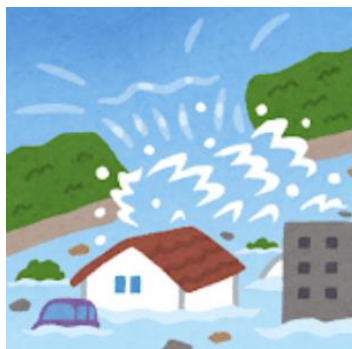
直後



避難所生活(無料)

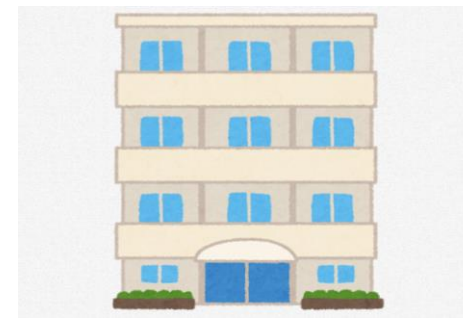


親戚宅・実家に避難

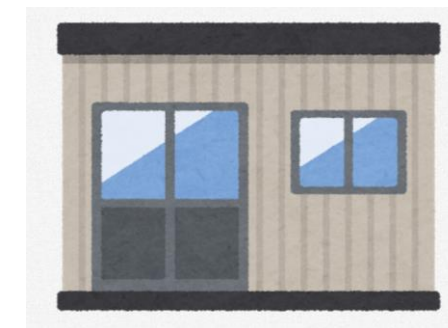


浸水した自宅で生活

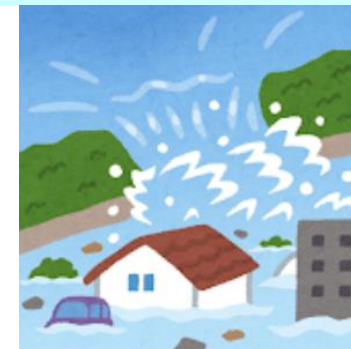
数か月後



アパートなどに転居



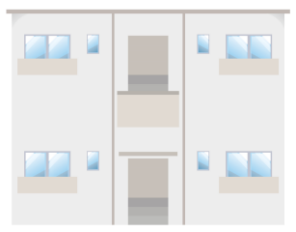
仮設住宅に入居



浸水した自宅で生活

その後の生活再建は？

最終的な 住まいの再建の 選択肢って？

同じ場所で再建	浸水した自宅で・・	修理して住む	現地で建て直す	(災害) 公営住宅に
				
別の場所で再建	借家に引っ越し	一軒家やマンションを購入 (新築・中古)	新天地で新築	これを機に高齢者施設へ
				

使えたらぜひ使ってください 現実の支援の際に 「被災者生活再建カード」

住宅再建のマクロ の視点に

比較的早い段階
の支援 →

災害直後	避難所  数日から数ヶ月の利用（無料）	ボランティア 専門家支援  片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談	応急修理 制度  仮設住宅 半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災（地震） 保険・共済  火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	
------	---	--	--	---	--	---

数カ月後に
受けられる支援 →

数か月後	仮設住宅  原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金  家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される	自治体の 独自支援  自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集	災害弔 慰金  家族の死亡時に遺 族に 500万円 又 は 250万円 支給	災害援護 資金貸付  1か月以上の負傷 家財損害、住家被 害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 （災害減免法）  建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
------	--	--	---	--	---	--

もう少し先の
支援 →

その後	公費解体  半壊以上の家屋や 一部事業所を無料 で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法  建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万	被災ローン 減免制度  住宅、事業、教育 などの個人ローンの減額・免除	リバース モーゲージ  60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 （建設・購入・補修）  建設・購入資金は 半壊、補修は一部 損壊以上が条件	災害公営 住宅  収入に応じて家賃 は変動。当初数年 は家賃の特例あり
-----	--	--	--	---	--	---

使えるカードを並べてみると・・・

どんな支援を得ながら住宅再建していくか「見える化」できます

持ち家が浸水して半壊

- ・ 修理して再建？
- ・ 解体して建替え？
- ・ 解体して土地を売却して別の場所でやり直す？

この際アパート？
中古の家？ 新築？

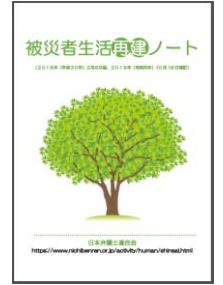


現地でカードを置きながら一緒に悩み、考えてあげてもらえたらいいです

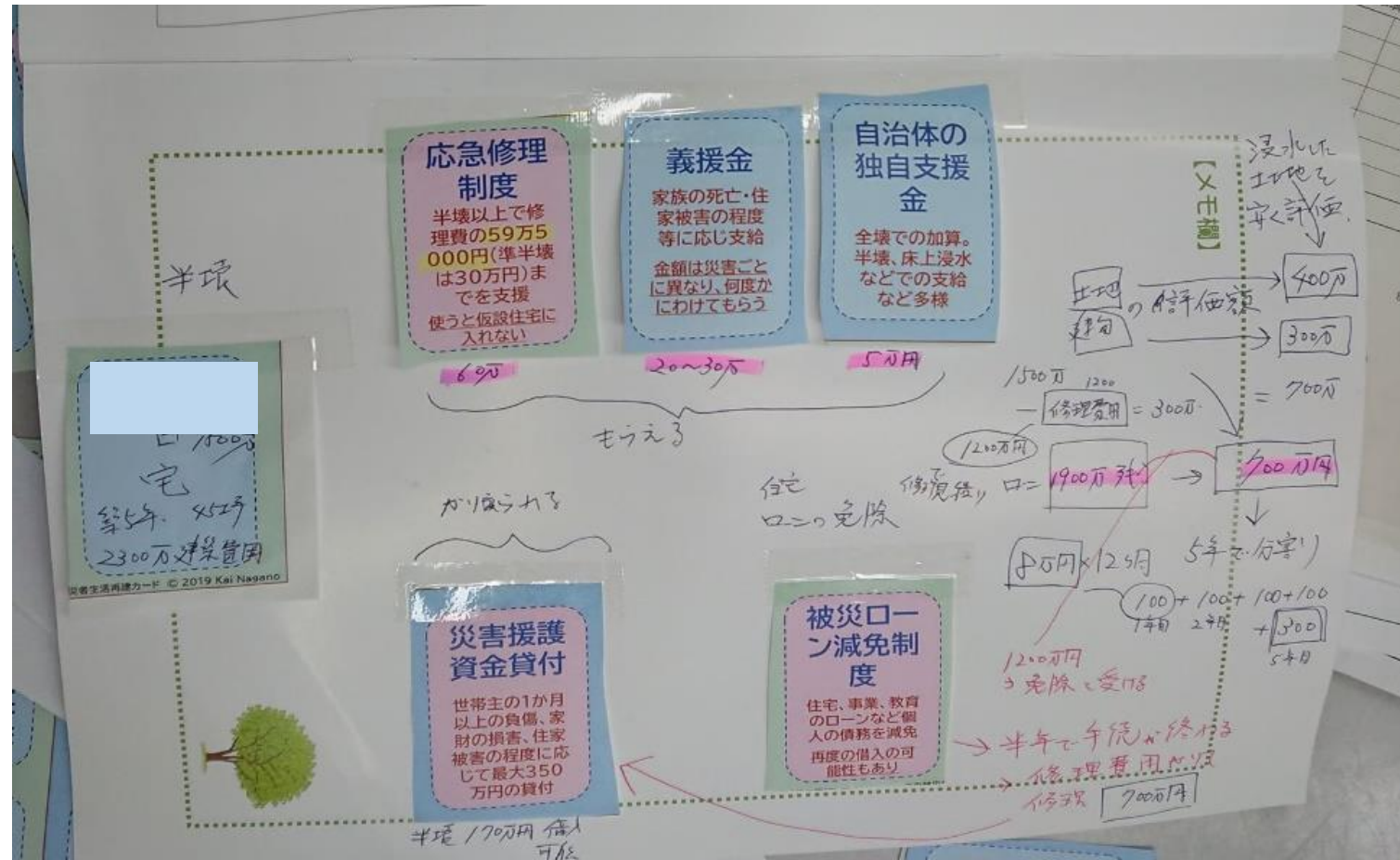
最終的な住まいを決め、利用できる「生活再建カード」をこの台紙に置きましょう						
災害直後	この時期の生活場所 ↓ 避難所  数日から数ヶ月の利用（無料）	ボランティア 専門家支援  片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談		基礎支援金 被災者生活再建支援法  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円		ライフスタイルカード (1枚目)↓ 安心な家 
		カードで得られる金額 →	100万円		合計 →	100 万円
数か月後	この時期の生活場所 ↓ 仮設住宅  原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義 援 金  家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される	自治体の 独自支援  自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集	災害援護 資金貸付  1か月以上の負傷 家財損害、住家被 害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法)  建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される	ライフスタイルカード (2枚目)↓ 便利な生活 
		カードで得られる金額 →	50万円	20万円	170万円	10万円
その後	住 ま い カ ー ド ↓ 別の場所で 家 を 買 う 	公費解体  半壊以上の家屋や 一部事業所を無料 で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法  建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万	被災ローン 減 免 制 度  住宅、事業、教育 などの個人ローン の減額・免除	リ バ ー ス モーゲージ  60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	当初の貯金 300 万円 生活再建に使える お 金 の 最終合計 1150 万円
		カードで得られる金額 →	200万円		300万円	合計 →

現地でのカードを使った相談活動

日弁連の「被災者生活再建ノート」
の余白を使って・・・



建築士の先生がアドバイスしながら、
司法書士の先生がカードを貼っているところ



核となる支援制度について詳しくまとめたカードも併用を



 被災された皆様へ 被災者支援カード 使える支援制度のカードを探しましょう 令和2年7月16日版 最新のカードのダウンロード 						
被災者支援カード ©2020 弁護士永野 海 *災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。						
災害直後 (保険の確認・社協の貸付も)	応急修理制度 (災害救助法)   大規模半壊・半壊の世帯 59.5万円 (2019) 準半壊の世帯 30万円	窓口 自治体 誰に 使うと原則仮設住宅に入れなくなるので、修理した自宅でなんとか生活できる世帯 業者に修理を頼む前に自治体に相談	基礎支援金 (被災者生活再建支援法)   ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談(単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)   借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1損害150万など)	窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人(所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子
	仮設住宅 (災害救助法)   原則2年間(特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料(光熱費は負担必要)	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人(半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも運用は自治体で様々	公費解体 (環境省の制度)   建物を無償で解体(家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)	窓口 自治体 誰に 特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者(2階建かつ1.0m以下等一定の事業所も対象) 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	雑損控除 (災害減免法も)   その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得控除される等	窓口 自治体 誰に 税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも推定規定あり
	加算支援金 (被災者生活再建支援法)   建設・購入で200万円 修理で100万円 民間賃借へ50万円	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時(単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)   預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	窓口 自治体 誰に 弁護士会に相談を 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を!	災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ)   建設・購入・リバモ融資 半壊以上で抵当権 修理の融資 一部損壊でもOK	窓口 自治体 誰に 住宅金融支援機構 住宅の修理費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済のリバースモーゲージも



内閣府防災のHP

支援カードの裏面 罹災証明の認定と使える制度の照合表



り災証明書と照らし合わせてね

被災者支援カード（裏面・一覧表）

令和2年7月26日 新版



最新のカードのダウンロード

原則災害救助法の適用必要
被災者生活再建支援法の適用必要
自治体の判断必要
その他制度の適用必要

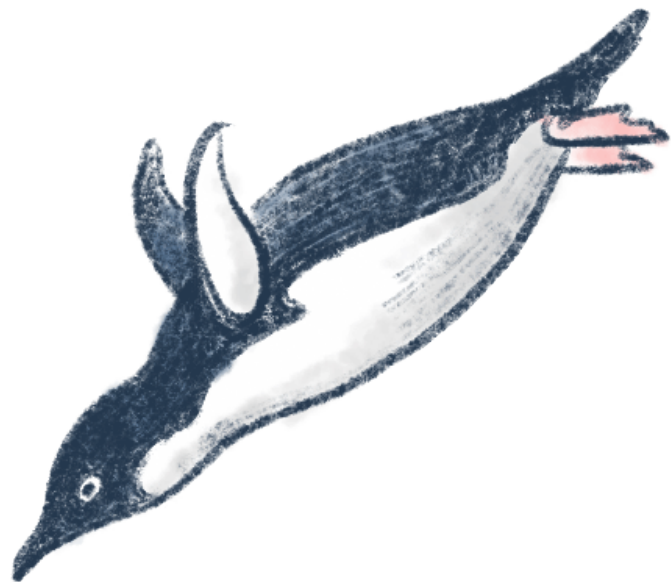
被災者支援カード ©2020 弁護士 永野 海

	被災して間もなく (無理しないで)			住まいに関する支援				もらえる可能性がある支援のお金							借りられる可能性 があるお金			その他の支援制度						
	・専門 家相談	ボラン ティア	自治体 による 土砂撤 去	火災・地 震保険 の確 認	応急修 理制 度 (2019基 準)	応急仮 設住 宅	公費解 体	災害公 営住 宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額					義 援 金	災害弔 慰金	自治体 独自の 支援金・ 補助金	社会福祉協 議会の 貸付	資金貸付 災害援護	住宅融 資	災害復興 住宅融 資	リバース モー ゲージ融 資	被災ロー ン 減免制 度	雑損控 除	その他
									基礎支援金		加算支援金													
金 額					59.5 万円	30 万円				100 万円	50 万円	200 万円	100 万円	50 万円		※5			最大 350 万円					
一部損壊 (床下浸水も)	○														△				○	△	※6			
準半壊	○														△				△	※6				
半 壊															△				△					
半壊など +建物解体															△				○					
大規模 半壊															△				○					
全 壊															△				○					
(長期避難 世帯) ※1															△				○					

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」と扱われます。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もあります。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがありますが、修理して住むという選択肢も慎重に検討してください。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合もあります。入居には収入条件があり、家賃は必要です。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給があります。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借りられます。



水害 被災直後の支援制度



災害 初期の支援って？



避難所(無料)
(災害救助法)



ボランティアによる
復旧作業



応急修理制度(60万円弱)
(災害救助法)



基礎支援金
(被災者生活再建支援法)

応急修理制度

(災害救助法適用地域の修理費用の一部を補助)

応急修理 制度が 使える人		全 壊	}	修理の際に受 けられる補助 の金額	59万5000円
		大規模半壊			
		半 壊	}	30万円	
		準 半 壊			
		一 部 損 壊			

応急修理制度を
使った人は、
原則仮設住宅には
入れませんよ



立入禁止

使うと



応急修理制度利用時の仮設住宅の利用について（一部制限解除）

応急修理期間における応急仮設住宅の使用

別紙

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

<概要>

- ・対象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・使用期間：災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

応急修理制度利用後の 例外的な仮設住宅の入居3条件

- ① 半壊以上で
- ② 修理期間が1か月を超えて
- ③ 災害発生日から原則6か月間のみ
(終了完了後も速やかに退去)

やはり応急修理は控えるのが無難か？

・災害発生日から半年以内に修理を終えられるかは不透明

（①業者確保の難しさ、②半壊の場合の修理は応急修理の金額を遥かに超える大修繕となる）

・半壊の場合はその後解体、再築の可能性も十分あるが、その際に、仮設住宅を長期間利用できなくなる不利益

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/tosikei/juutakunooukyuusyuri/oukyuusyuri.html>

↑ 「伊豆の国市 応急修理制度」で検索

■ 対象者（り災程度は、市が発行するり災証明書でご確認ください）

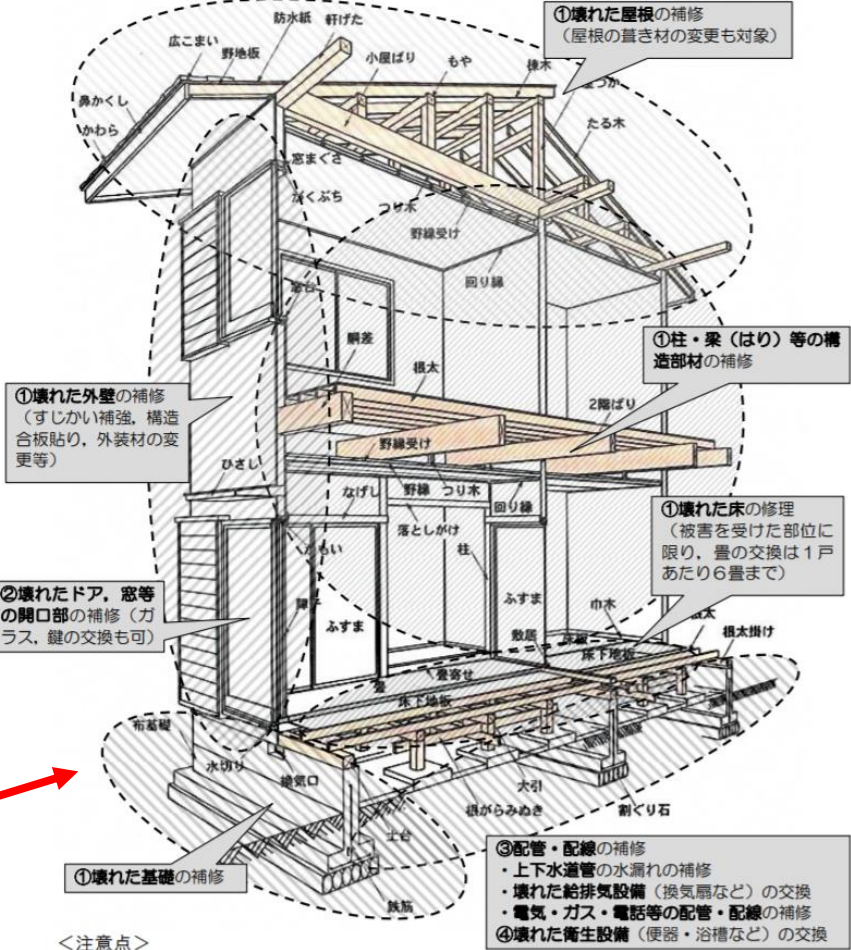
り災程度	要件	補助限度額 (税込)
一部損壊 (準半壊)	自らの資力では応急修理をすることができない方 ※「資力に関する申出書（様式2）」の提出が必要です。	300,000円
半壊		595,000円
大規模半壊	資力要件なし	

※ 床下浸水、り災証明書で「一部損壊（10%未満）」の住宅は、対象となりません。

使える場所に限定あり(緩和傾向)

収入資料の提出は不要で、災害の影響で生活が苦しいと自己申告すればよい自治体が一般

住宅の応急修理対象範囲
(令和元年台風第19号により被災した部位に限ります。)



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。
- ※ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。

※畳だけの交換は対象外ですが、下地と併せて行う畳の交換は、枚数の上限設定(6畳まで)がなくなりました。（最新）

※著しい損傷がある内部建具（ドア、ふすま等）は、応急修理の対象になりました。（最新）

※内壁の仕上材（クロス等）のみの交換は対象外ですが、下地と併せて行う内壁の修理は、応急修理の対象になりました。（最新）

最新の応急修理のルール
は常に最新の情報を確認

内閣府政策統括官（防災担当）
令和元年 11 月 21 日現在
災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A
（市町村職員・被災者向け）

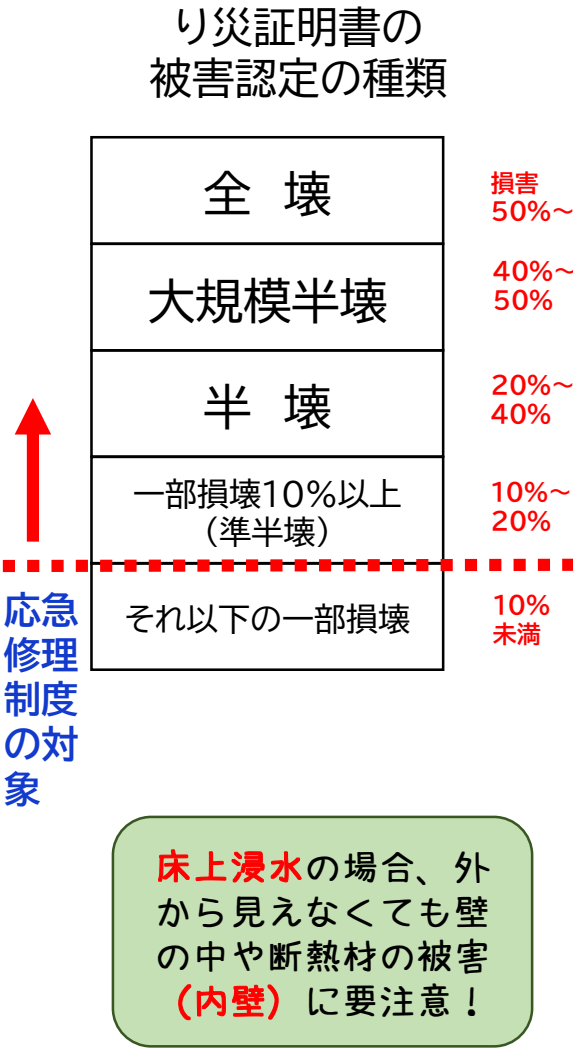
質 問	回 答
1 住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）（仮称）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 【基準額（消費税込み）】 半壊・大規模半壊：595,000 円以内 一部損壊（準半壊）：300,000 円以内
2 住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、上記 1 の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3 住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4 応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。このため、応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給はできません。
5 災害救助法に基づく住宅の応急修	併給は可能です。



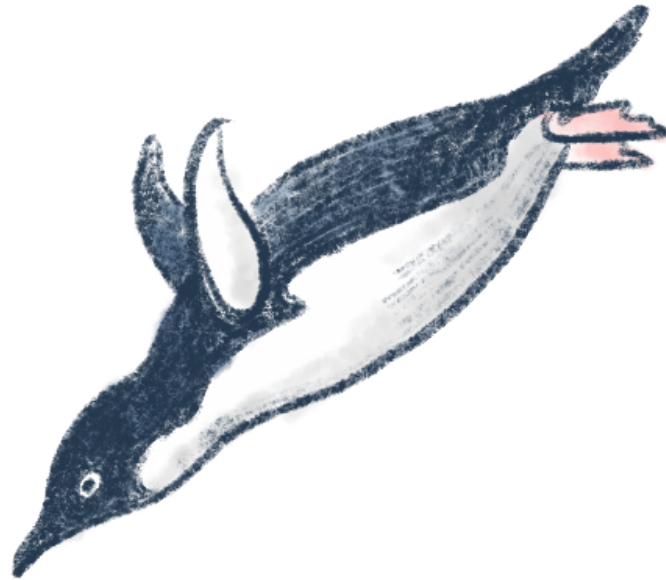
応急修理の利用条件が、
災害後に緩和されたときの
通知の一例
（令和元年台風 19 号）

罹災証明と応急修理制度の関係 罹災証明を争うポイント

罹災証明の種類	一部損壊のうち10%未満の損害 (床下浸水など)	一部損壊のうち10%以上の損害 (準半壊)	半壊・大規模半壊
応急修理の補助額	×	30万円	595,000円 (2019年基準)
申請時期		費用支払い前に自治体に相談が必要 (①修理業者は原則自由、②修理前、修理中、修理後の写真を残す、③業者に費用を支払う前に、市町村に申請)	
仮設住宅の入居可否	もともと入れない		一定の期間入居可能性
被害認定への助言	床下浸水でも、 床に損害 があれば最大10%の損害。 柱や内壁、建具、設備(水回りなど) に被害あれば 準半壊(10%) 床下浸水 を求めて再調査	床上浸水の場合、 床の損害 だけでなく、 柱、外壁、内壁、建具、設備(水回りなど) などにも被害あれば 半壊 準半壊(10%) を求めて再調査	床上浸水の場合、 床の損害 だけでなく、 柱、外壁、内壁、建具、設備(水回りなど) などにも被害があれば 大規模半壊 半壊 などを求めて再調査



水害と被災者生活再建支援法



被災者生活再建支援金 (最大300万円)

注) 単身世帯は各金額が4分3に減額

基礎支援金 (最初にもらえるお金)

全壊	大規模半壊
	
100万円	50万円
解体 (半壊や敷地被害でやむなく)	長期避難 (災害後も危険で居住不能)
	
100万円	100万円

注) 借家では、大家さんでなく居住者がもらえる！
(居住者は補修以外の加算支援金ももらえる)

加算支援金 (追加でもらえるお金)

新築・購入
なら



200万円

修理なら



100万円

引越して賃借なら
(公営住宅を除く)



50万円



さらに追加でもらえる

注) 一度借家などに引越したあと、最終的に新築や補修した人でも
合計して上の最終金額まではもらえる

被災者生活再建支援金 半壊世帯の一部に拡充？（未確定）



半壊の涙



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満

この半壊のうち損壊テストで
30点以上とれた人が対象

30点以上とれると

加算支援金に相当する部分

新築・購入
なら



100万円

修理なら



50万円

引越して賃借なら
(公営住宅を除く)



25万円

令和2年7月豪雨にも遡って適用を検討との報道もあり

裏山のがけ崩れで 考えてほしいこと



長期避難世帯
で、支援法の
「**全壊**」の扱
いでは？

仮設住宅は
言わなくても
すぐに用意し
てくれるの？



「長期避難世帯」ってどんなもの？

- ① 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する**危険な状況が継続することその他の事由**により、
 - ② その居住する住宅が**居住不能**のものとなり、
 - ③ かつ、その状態が**長期にわたり継続**することが見込まれる世帯
- 被災者生活再建支援法第2条2号ハ



都道府県が世帯
認定します。

長期避難世帯の指定

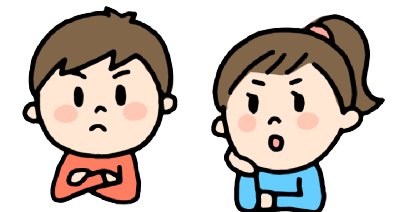
【被災者生活再建支援法 第2条ハ】

当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- 必要条件
 - ・当該区域への避難指示等の発令
 - ・危険で住めない状況にあること(宅地滑動、山腹崩壊等)
 - ・または、その他の事由(道路断絶等)により住めない状況にあること
 - ※降雨による土砂災害の発生など、“継続して”危険な状態とは言えない場合は該当しない
- 指定によるメリット
 - ・仮設、みなし仮設住宅へ入居可能となる(当該区域はすでに要件緩和により入居可)
 - ・被災者生活再建支援金の支給において、全壊と同様の扱いとなる
- 指定によるデメリット
 - ・避難指示が発令され、住めない区域となる
 - ・同一敷地内に自宅を新築等しても、被災者生活再建支援金の加算支援金は支給されない
- 指定の手順

県との協議 → 協議完了 → 長期避難世帯の公示(指定の決定)

これだけみると、**避難指示等の発令や、二次災害の危険が長期避難世帯の認定に不可欠なようにもみえるが・・・**



長期避難世帯の柔軟な認定可能性

東日本大震災の津波被害区域における長期避難世帯等の取扱いについて

1. 津波浸水区域における長期避難世帯について

東日本大震災による津波被害に関し、震災発生時に以下の区域内(町丁目・字単位)に居住していた世帯については、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2項ハに規定する長期避難世帯として取り扱って差し支えないものとする。

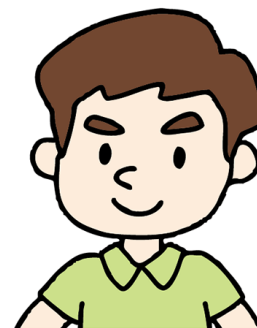
なお、その場合は、被災者生活再建支援金の支給に関しては個別の世帯毎の調査は不要となる。

- 津波による住宅浸水率が概ね100%であることが航空写真又は衛星写真から確認でき、かつ津波により電気、水道、ガスのライフラインの一部又は全部が失われたことにより、居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域((参考)参照)

なお、住宅浸水率が100%に満たない場合であっても、津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域については、同様の取り扱いとすることも差支えない。

また、それ以外の場合であっても、地震又は津波による被害に関し、個別の調査結果に基づき長期避難世帯として認定することも可能である。

内閣府防災担当平成23年4月12日付事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」
(ライフライン喪失の場合でも長期避難世帯に認定できること、個別の調査により認定することもできることが記載)



公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

平成24年9月7日

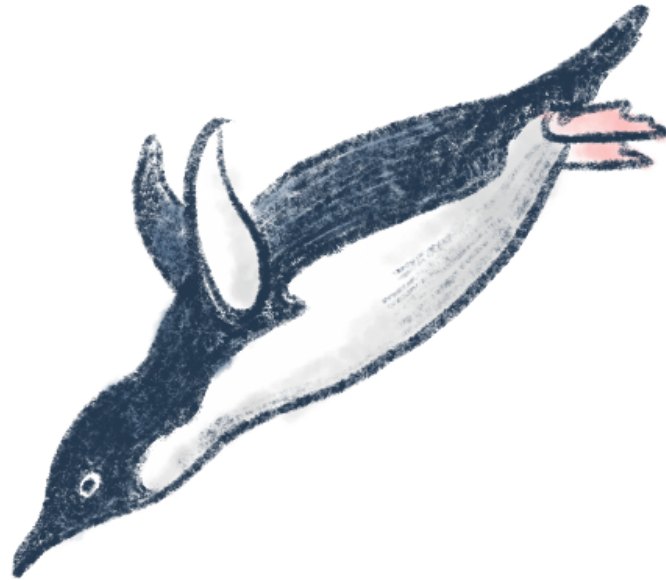
宮城県知事 村 井 嘉 浩



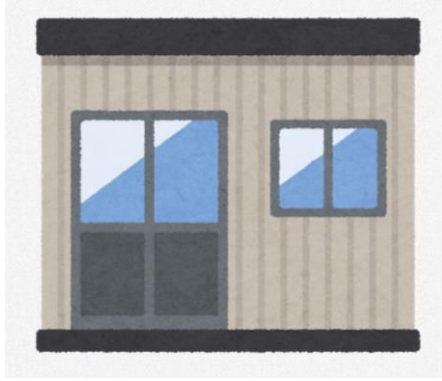
- 1 長期避難世帯の所在する区域
仙台市青葉区栗生2丁目4番9号の202号及び10号の201号並びに滝道36番1号の202号
- 2 長期避難世帯となった日
平成23年3月11日

東日本大震災における宮城県知事による長期避難世帯の認定に関する公告
(個別番地による指定がなされている)

水害とそのほかの支援制度



災害 その後の支援って？



仮設住宅(無料)
(災害救助法)



義援金
(災害により金額変化)



災害援護資金貸付
(災害弔慰金法)



地震保険・火災保険



自治体独自の支援金



災害弔慰金
(災害弔慰金法)

火災保険（水災）の確認フロー

保険金額が減額される内容又は特約の例

- ・ 床上浸水の場合で、損害割合が15%未満のときは、保険金額の5%
- ・ 床上浸水の場合で、損害割合が15%～30%未満のときは、保険金額の10%
- ・ 損害割合が30%以上のときは、損害額（または保険金額）の70%

住宅の火災
保険に加入
しているか

YES



水災補償が
含まれてい
るか

YES



・ 損害割合が保険対象
（建物または家財）の
時価もしくは再調達価
額（同等の物を新たに
建築、あるいは購入す
るのに必要な金額）
の30%以上

・ または床上浸水、ま
たは地盤面より45cmを
超える浸水

YES



損害額の
全部を補償
する内容に
なっている
か



災害弔慰金法による貸付制度

災害援護資金貸付

災害で**負傷**したり、**家や家財の被害**を受けた場合の特別の貸付制度

貸付金額	最大 350万円
利息	当初3年は無利子 その後金利3%など（条例で変更可能）
据置期間	3年（全壊の場合など5年に延長される例もあり）
返済期間	10年（据置期間を含む）
所得制限	あり 連帯保証人 必要（不要な場合もあり。要確認）

■この貸付は、以下のとおり所得制限があります

世帯人数	所得額(※1)	世帯人数	所得額(※1)
1人世帯	220万円	3人世帯	620万円
2人世帯	430万円	4人世帯	730万円

熊本地震の際の熊本市資料から引用

水害だとこれに該当する人が多い。
教えてあげると喜ばれる。



① 世帯主の1か月以上の自傷	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円
② 家財の1／3以上の損害	150万円			
③ 住居の半壊	170万円(250)			
④ 住居の全壊	250万円(350)			
⑤ 住居の全体が滅失 若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。

災害 さらにその後の支援って？



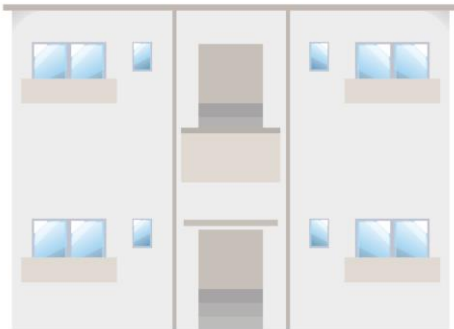
公費で解体
(災害廃棄物処理特例)



加算支援金
(被災者生活再建支援法)



雑損控除
災害減免法



災害公営住宅
(数年後から家賃必要)



被災ローン減免制度
(ガイドライン)



リバースモーゲージ
融資の災害時特例
(住宅金融支援機構)

公費解体

大規模な災害では **税金で** 建物を解体してくれることがある



最近では、**半壊**以上
なら制度を利用でき
ることも多い！

申請期限に焦らされず、
本当に解体すべきか、
慎重に検討しよう！

半壊の住宅を、公費
解体で解体すると、
全壊とみなしても
らえるので、**支援
金**がもらえる！



リバースモーゲージローンって？

(60歳以上だけの特別な融資制度)

By住宅金融支援機構



60歳以上
年金暮らしで
修理するお金
が・・・

子どもは将来こ
の家には戻らん。
自分たちだけ
住めればいいん
じゃが・・・

1. 建設の場合（アまたはイのいずれか低い額）

ア. 融資限度額

建設資金	土地取得資金	整地資金
2,200万円（＊1）	970万円	450万円

イ. 機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）

●建物 工事請負契約書の建設費（＊2）× 60%

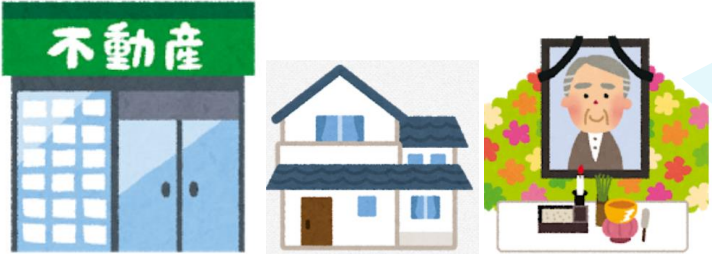
- 敷地
 - 被災日時点の居住地に再建する等、建設に当たって敷地を購入しない場合
固定資産税評価額 × 10/7 × 60%
 - 敷地を購入する場合
土地売買契約書の売買価額 × 60%

担保評価は6割

修理する家や、別の場所に購入する住まい
などを担保に借入れ



借りたお金の
返済は、なん
と金利だけ♪



残ったローン
は死んだあと
に自宅を手放
して完済

相続人が債務を引き継いで家を残すことも可能

リバースモーゲージローンって？（60歳以上だけの特別な融資制度）

災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の事例に係る検討状況

1 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）事例イメージ

以下の内容にて、外部公表用に作成できないか、機構内部にて調整中。

申込者関係	年齢、年収、職業、家族構成、被災状況
制度関係	制度を知ったきっかけ、制度活用理由、制度活用の感想
融資内容関係	資金使途、所要資金、担保評価額、担保掛け目、融資限度額、借入額、自己資金、毎月返済額

※上記項目は、概数等により個人情報を特定できないように工夫。

2 倉敷市におけるアンケート調査結果（令和元年12月）

建築研究所において、災害復興住宅融資（高齢者返済特例・倉敷市補助型）の利用者のアンケート調査を実施。調査票配布 68 世帯・回収 50 世帯。

<調査結果概要>

①利用者の属性

- 申込者の平均年齢は 72 歳、最年長は 86 歳
- 利用者の 72% が高齢夫婦で、高齢単身は 20%
- 84% に子どもがおり、うち「納得して同意させた」は 12%

②利用した理由など

- リバースモーゲージの内容を「知らなかった」73%
- 再建理由は「住み慣れた土地に住みたいから」70%
- 利用理由は「資金不足」42%、「制度が合理的」33%
- この制度がなかったら 68% は持家再建を断念

③住宅再建の内容など

- 被災前は 92% が 2 階建、再建住宅は 74% が平屋建
- 平均延床面積は被災前の 114 m² から 80 m² へ約 3 割縮小
- 再建費用は平均 1,667 万円、借入額は平均 1,133 万円
- 本人負担は平均 10,221 円/月、軽減額は平均 7,200 円/月
- 市から機構への補助金は平均 167 万円/件

④制度の評価

- 制度の評価は「すばらしい」「よい」が 90%
- 制度の問題点として「手続きが煩雑」などの指摘も

⑤その他（補足意見）

- 倉敷市にも感謝です。
- 自己資金が少なくても家が建てられる。
- 相続人に負担がかからないか。返済金額が全額残ること。
- 金利が高い。年金生活者は苦しい。
- 私にとってはありがたい話だと思ったが、書類や手続等、とても難しく、今の私なら書類などを言われた通り揃えられるが、あと 2〜3 年したら手続はできないかもしれない。独居老人（75 歳以上）の人には難しい。
- 被災者向け専用の制度があることは知らなかったので助かります。よろしく願い致します。
- 他に資金面で利用する方法がなかった（低金利）。
- 子供達に迷惑をかけなくて済む。
- 月々の返済（利息）が少なく済むから。融資を受けるまでの書類上の手続が非常に複雑で解りにくい。もうすこし簡単にすれば良いと思う。
- 自分たちには、将来的には一番いいと、現時点では思ったから。
- 高齢者（65 歳以上）でも低金利負担で住宅再建できた。
- 高齢者にとって再建しやすい制度で助かります。
- 私は満 77 歳であり、住宅ローンは借入できない。自己資金+国の支援金（200 万円）+義援金（200 万円）で自宅を修繕、一部増築するが、老後の資金が減少する不安から、この制度を利用した。ありがたい制度だと思う。
- 年金生活での再建は、この制度が良く出来た制度である。
- 年金生活者にとって月々の負担が軽い。
- 全体として良い制度だと思う。実行中だが、建設に入る段階で市中銀行は 70 歳以上に対しつなぎ融資をしないことが分かった。今、住宅会社のつなぎ融資を申込み（2 階に上がって階段を外された気持ち！）
- 将来、相続の心配がない！
- 子供達にはそれぞれ持ち家があり、家は処理してほしいとのことで、その後誰も居住する者がいなくて、いい制度だと思う。
- ただし、手続が面倒。また、つなぎ資金が必要な点が問題。
- 選択肢が多くなった（再建に対して）。
- 家を再建するきっかけになり、めどがついたので、この制度があって良かった。しかし建てみると、自分達（子供）のために残したいと思うようになり、存命中には返済しようと思っている。
- 自分一代で終わりになるから、子供はそれぞれ持ち家を持っていて、建物の子供達に負担させたくないから。
- 倉敷市のような補助金を出してくれるのは日本で初めてかもしれません。自分で再建できない高齢者であきらめかけていた人を助ける制度であり全国で実施していただきたい。
- 補助金の支給が早くなればいけど…
- 金銭的な余裕がないため、利用することを決めました。そして、“60 歳を過ぎている方”という限定で当てはまり、喜びました。ありがたい制度だと思います。
- 手続が面倒でした。もっと安い金利を希望。
- もう一度真備に、あの地に住みたい、そこで生活を終えたいと強く希望。
- 金銭的に心配しなくてすみまし、死後のことも子供達に面倒掛けなくてすみまし本当に有り難い制度だと感謝しております。
- 自己資金のない私達には助かります。ありがたい事です。
- 共同住宅には慣れません…（人と会うことがない（アパート内））。やっぱり住み慣れた真備が良いです。
- 融資制度の金利が安いから。現在の預金を減らしたくない事と後継者がいない事です。
- 高齢者でも家が再建できる。最終的には手放すことにより子供達に負担がかからず済む。
- 被災して考えてもいなかった事がなくなってとても有り難い。気心知ってる方がまわりにいらっしゃるから嬉しい。アパート生活ではまわりにお若い方ばかりで生活のペースが違うのでゆっくりお話もできなくてつまらない。娘が車で 20 分ぐらいにいることはそれ以上に有り難いけど…
- もう気力をなくしてしまいましたが猫の為に（20 歳の年寄り猫）。今までのように暮らしたいから、希望を持ってました。

平成 30 年 7 月豪雨時の倉敷市におけるリバースモーゲージの利用データ（調査自体は建築研究所）



ポイント 1

多くの利用が、解体後現地再建（74% が平屋。面積約 3 割縮小）

ポイント 2

平均年齢 72 歳（86 歳でも融資を受けられている）

ポイント 3

融資額にかかわる土地評価額について、浸水による減価をする建前にはなっていない（とのこと）

ポイント 4

頭金は平均約 500 万円（支援金等でまかなえる可能性）

ポイント 5

返済額は平均月 1 万円（倉敷市は独自の利子補給あり）

ローンを免除してくれる「被災ローン減免制度」 (通称 ひさろ)



住宅ローンだけでなく、災害救助法が適用された自然災害によって払えなくなった**個人のローン**が広く対象

自宅が全壊したのに住宅ローンが・・・



被災ローン減免制度 を利用すると??



利点①

ローンの減額や免除を受けても、
**預貯金500万円
+もらった支援金**
を手元に残せる

利点②

ブラックリストに載らないから、再度ローンを組める可能性がある

利点③

原則、**保証人にも請求**
がいかない

自宅は手放してローン0から再出発



残したい土地の分だけローンを払って残りは免除



ローンを免除してくれる
「被災ローン減免制度」
(自然災害による被災者の債務
整理に関するガイドライン)

災害時 その相談ちょっと待った！
自己破産、個人再生で 進めて大丈夫？
「ひさろ」使えますか？



被災ローン減免制度（通称 ひさろ）とは...

(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)

対象

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、債務の弁済が難しくなった個人の方

制度の概要(メリット)

- ①現預金500万円、家財地震保険金(250万円まで)、各種被災者支援金などを手元に残せる！
- ②信用情報登録機関に登録されない！
- ③原則、連帯保証人にも迷惑がかからない！
- ④無償で弁護士、不動産鑑定士など専門家の支援が受けられる！

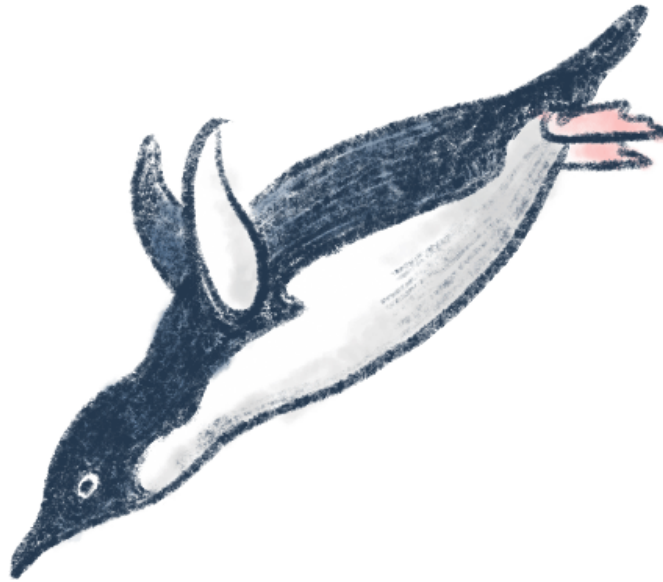
制度の詳細は

(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 HPまで



静岡県弁護士会が
今年作ったチラシ

カードを使った生活再建支援を
具体的事例で考えてみましょう



「被災者生活再建カード」

災害直後	避難所  数日から数ヶ月の利用（無料）	ボランティア 専門家支援  片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理制度  仮設住宅 半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済  火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	
数か月後	仮設住宅  原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金  家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の 独自支援  自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災害金 弔慰金  家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給	災害援護 資金貸付  1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法)  建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される
その後	公費解体  半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法  建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万	被災ローン 減免制度  住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバース モーゲージ  60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)  建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件	災害公営 住宅  収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり



地震で
自宅が半壊

修理費
900万円

貯金は
800万円

住宅ローン
は完済も、
年金暮らし

共通して使うべきカード

避難所



数日から数ヶ月
の利用（無料）

ボランティア 専門家支援



片付け・土砂撤去
など様々な困り
ごとの相談

火災（地震） 保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の
被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

自治体の 独自支援



自治体により支援
の有無・内容が異
なるので情報収集

雑損控除 （災害減免法）



建物・家財・車・墓
地などの被害や災
害による支出で税
金が減免される

修理する

建替える

賃貸物件に転居

住まいの選択によって、使う支援制度は異なる

応急修理 制度



仮設住宅

半壊以上
595,000円
準半壊
300,000円

手元の現金
を残すなら

災害援護 資金貸付



1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

リバース モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

公費解体



半壊以上の家屋や
一部事業所を無料
で解体・撤去

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万

リバース モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

公費解体



半壊以上の家屋や
一部事業所を無料
で解体・撤去

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

被災者生活再建支援法



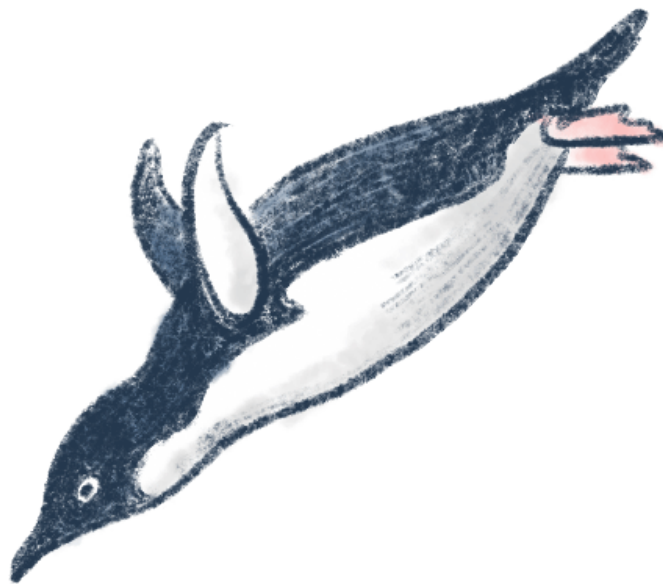
建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万

不動産

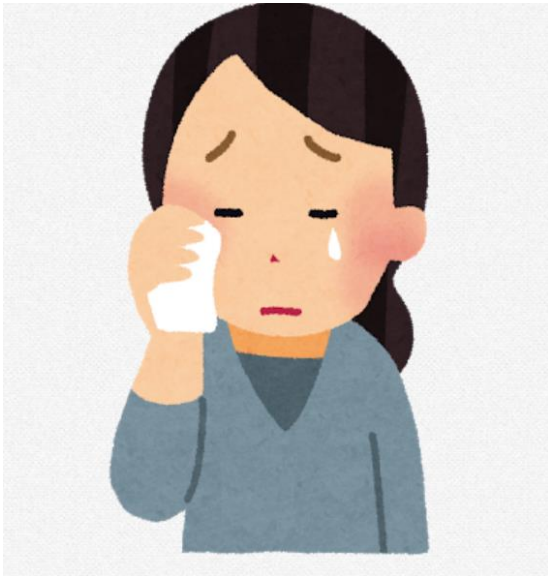


土地の売
却も可能
になる

皆さんのもとに次の女性が
相談にこられました



この女性に、今後の
生活再建、住宅再建を
アドバイスしてあげて
下さい



私は、**26歳で看護師**の仕事をしています。**保育士の60歳の母**と二人暮らしです。母親が家を買って二人で住みたいといったので、母の希望を叶えてあげようとこの場所に**5年前に新築の建売住宅を2300万円**で購入しました。**火災保険は300万円**がでるといわれています。

家を買ったときには、不動産屋さんからは、この場所は浸水しない場所と説明をききましたが、今回の台風で、**床上1メートルも浸水**してしまいました。近所の人に聞くと、これまでも何度も浸水した地域のようなのでした。先日、**半壊の罹災証明書**を市からもらいました。

1階の家財は全て駄目になり、1階ではとても生活できず、ほかにいける場所もないので、いまは母親と**自宅の2階部分で生活**しています。

私は元々**甲状腺関係の持病**があるのですが、今回の被害のストレスと家の中の泥やカビ、匂いで悪化しています。また、雨が降る度にあの日のことを思い出してしまい眠れません。

母親はこの買った家に思い入れがあるようで、修理をしてまた住みたいと言っていますが、**修理費用は900万円**ぐらいかかると工事の人に言われました。

私が組んだ**住宅ローンはまだ2000万円**も残っているし、**貯金も親子で300万円**ぐらいしかなく、これからどうしたらいいのか。



ライフスタイルカード

生活再建で大切にするカードを2枚選び、切って台紙の右側におきます

手元のお金



住み慣れた自
宅



近 所 の
友人・地域



安心な家



便利な生活



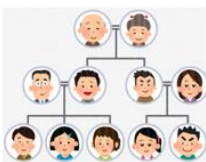
家族の意向



老後も安心



先祖代々の
土地・場所



元の場所で

引っ越す

住まいカード

最終的な住まいを1枚選び、切って台紙の左下におきます

壊れた自宅



自宅を修理



自宅の建替



別の場所で
家を新築



別の場所で
家を買う



別の場所で
借家住まい



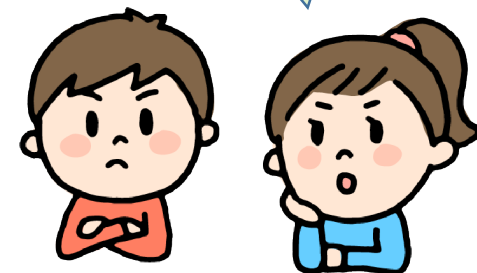
高齢者住宅
介護施設



災害公
営 住 宅



どうい生活
再建の方法が
よいかしら？





- ・ 26歳看護師
- ・ 60歳の保育士の母と同居

5年前に2300万円で新築住宅を購入。火災保険300万円。



貯金は300万円。住宅ローンは残り2000万円

氾濫で床上1メートルも浸水。半壊の罹災証明。



修理費用は900万円ぐらいかかると言われている。

自分は病気悪化、不安も。母は修理して住みたい、と。



ライフスタイルカード

生活再建で大切にするカードを2枚選び、切って台紙の右側におきます

手元のお金 	住み慣れた自宅 	近所の友人・地域
安心な家 	便利な生活 	家族の意向
老後も安心 	先祖代々の土地・場所 	

生活再建をする上で、どのカードを大切にしますか？

1枚目

2枚目



- ・26歳看護師
- ・60歳の保育士の母と同居

5年前に2300万円で新築住宅を購入。火災保険300万円。



貯金は300万。
住宅ローンは残り2000万円

氾濫で床上1メートルも浸水。
半壊の罹災証明。



修理費用は900万円ぐらいかかると言われている。

自分は病気悪化、不安も。母は修理して住みたい、と。



住まいカード

最終的な住まいを1枚選び、切って台紙の左下におきます

壊れた自宅



自宅を修理



自宅の建替



別の場所で家を新築



別の場所で家を買う



別の場所で借家住まい



高齢者住宅介護施設



災害公営住宅



選んだライフスタイルカードからは、どんな再建方法が考えられますか

1枚目

2枚目

水害QA本（日弁連）

Flood and Sediment Disaster Countermeasures

改訂版 弁護士のための

水害・土砂災害対策

QA

大規模災害から通常起こり得る災害まで

日本弁護士連合会
災害復興支援委員会
編纂

For Lawyers

第一法規

災害復興支援における
さらに蓄積されたノウハウや
活動例を大幅に追加！
頻発する豪雨災害・土砂災害に関連する
法律問題をわかりやすく解説！

備えある
弁護士
になる！

被災者生活再建ノート

（2018年（平成30年）2月8日版、2019年（令和元年）10月18日補訂）



日本弁護士連合会
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai.html>

被災者生活再建ノート （日弁連）

被災者生活再建ノート

フリガナ	姓	生年月日	年齢	電話	メールアドレス
お名前		年 月 日			
災害前の住所	☐ 持ち家 ☐ 賃貸 ☐ 借家 ☐ 持ち家 ☐ 賃貸 ☐ 借家 ☐ 賃貸 ☐ 借家 ☐ 災害公営住宅 ☐ その他（ ）				
現在の住所	☐ 災害前と同じ ☐ 被災前と同じ ☐ 被災後と同じ ☐ 被災前と同じ ☐ 被災後と同じ ☐ 被災前と同じ ☐ 被災後と同じ				
同居家族	お名前 続柄 職業 年齢 性別				
就業状況	就業前 就業後 就業前 就業後 就業前 就業後				
人の被害	被害の内容 被害の程度 被害の状況 被害の状況				
住まいの被害	被害の内容 被害の程度 被害の状況 被害の状況				
仕事	被害の内容 被害の程度 被害の状況 被害の状況				

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家への相談の履歴を記録して、次の相談を円滑に進めようとするために、相談者が相談内容を振り返ることができるようにするためのものです。

訪問日	年 月 日	氏名	性別	属性
対応者				☐ 弁護士 ☐ 福祉職員 ☐ その他（ ）
相談事項	被害について ☐ 人の被害 ☐ 住まいの被害 ☐ 仕事の被害 現在の生活について ☐ 健康・医療 ☐ 日常生活 ☐ 地域・交友関係 ☐ 経済面 ☐ 支援の希望 生活再建に向けて ☐ 被災ローン ☐ その他経済面 ☐ 住まい ☐ 仕事 その他 ☐ 支援制度 ☐ その他（ ）			
相談概要				
対応内容				
対応区分	☐ 相談のみで終了 ☐ 相談継続（次回相談予定： ） ☐ 専門家紹介（紹介先： ） ☐ 行政窓口紹介（紹介先： ） ☐ その他（ ）			
訪問日	年 月 日	氏名	性別	属性
対応者				☐ 弁護士 ☐ 福祉職員 ☐ その他（ ）
相談事項	被害について ☐ 人の被害 ☐ 住まいの被害 ☐ 仕事の被害 現在の生活について ☐ 健康・医療 ☐ 日常生活 ☐ 地域・交友関係 ☐ 経済面 ☐ 支援の希望 生活再建に向けて ☐ 被災ローン ☐ その他経済面 ☐ 住まい ☐ 仕事 その他 ☐ 支援制度 ☐ その他（ ）			
相談概要				
対応内容				
対応区分	☐ 相談のみで終了 ☐ 相談継続（次回相談予定： ） ☐ 専門家紹介（紹介先： ） ☐ 行政窓口紹介（紹介先： ） ☐ その他（ ）			

被災者生活再建ノート

健康・医療について	(例) ・夜寝れない ・食欲が落ちた ・精神的負担が大きい ・薬を服用して飲めない ・病院に通えない
日常生活について	(例) ・食事が作れない ・水が不足している ・洗濯がきちんとできない ・掃除が片付かない ・趣味がなくなった
地域・交友関係について	(例) ・孤立した ・孤立した ・孤立した ・孤立した
経済面について	(例) ・収入が減少している ・支出が増えている ・貯蓄が尽きた ・借金が増えた
支援の希望について	(例) ・支援物資に困っている ・支援物資が足りない ・支援物資が足りない ・支援物資が足りない
その他	どんなことでも自由に記入してください

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借：50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されます。また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

※ 半壊や敷地被害でも住宅を解体するなどした場合は全壊扱いになる場合もあり、また、危険のために居住不能状態が長期間継続している場合も全壊扱いになる可能性があります。
詳しくは市町村に問い合わせてください。

* 被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）について

災害救助法適用の災害では、この制度利用により、住宅・車・教育などのローン、個人の事業ローンの免除・減額が受けられることがあります。制度利用のための弁護士など専門家による支援は無料です。この制度を利用して、預貯金500万円に加え、支援金、弔慰金、家財の地震保険金などは手元に残る可能性があります。また、制度

被災者支援チェックリスト 主だった支援制度を1枚に網羅



被災された方には、**A3カラー**で印刷し、**使えそうな制度に○をつけて渡してあげてください**

内閣府作成のリーフレット (各種制度を詳しく解説 H30.11.1版) 内閣府の被災者支援情報ページ 支援情報をさらに詳しく知りたいときは 災害時の特別措置とられる可能性があります。 ⑩ 税金・保険料などの減免制度 ⑪ プラン補助金	⑧ 雇用関係の支援制度 ⑨ 事業関係の支援制度	⑦ 子ども・教育の支援制度	⑤ 仮設住宅・公営住宅 ⑥ 被災ローン減免制度(二重ローン対策にも)
--	---------------------------------------	----------------------	--

被災者支援チェックリスト 2020年7月版 知りたい項目の支援情報をチェック ●災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ ●お金の支援制度(給付・貸付)・・・→②③へ ●住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ ●仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ ●個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ ●子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ ●雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ ●税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ 災害の規模などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されることもあります。各制度の窓口は、①内に記載しています。 JBA 日本弁護士連合会	① 災害時特有の問題・問題 ② お金の支援(もらえらる) ③ お金の支援制度(借りられる)	④ 住宅の修理・再建の支援制度	⑤ 仮設住宅・公営住宅 ⑥ 被災ローン減免制度(二重ローン対策にも)
--	--	------------------------	--

山折り

折りたたむと財布に入ります



水害支援 8つの法則 ふたたび

①

水害支援
は迷わず



②

水害支援
は現地で



③

現地では
連携で



④

連携の種
は事前に



⑤

支援は
生活再建



⑥

生活再建
はカードで



⑦

知識より
寄添いで



⑧

寄添いは
息長く

